

フェロー制度に関する規程

2025 年 9月 29日 第 3 回理事会承認

(目的)

第1条 本規程は、定款第4条(10)に基づき、一般社団法人日本原子力学会(以下、「本会」という)の発展に顕著な貢献をした正会員の栄誉を称えるフェローの称号の授与について定めることを目的とする。

(フェローに期待される役割)

第2条 フェローの称号を授与された会員は、本会の指導的会員として、部会活動、支部活動、 委員会活動、シンポジウム等の諸活動への積極的・能動的な参画を通じて本会の目的の達成 に率先して努力し、本会のさらなる発展に貢献されることを強く期待する。

(フェロー候補資格)

- 第3条 フェローの候補者は、下記のような本会の発展に顕著な貢献をした、10年以上継続の正会員で、フェロー称号の授与後、前条の役割を果たすことが見込まれる者であること。
 - ・原子力分野における顕著な学術的、技術的貢献(国内外の表彰(日本原子力学会賞を含む) の受賞等の学術的・技術的貢献が顕著と認められること)
 - ・本会組織運営への顕著な貢献(本会の組織運営に長きに渡り深く携わり、組織の維持・発展への貢献が顕著と認められること)
 - ・その他の本会活動への顕著な貢献(例えば啓蒙活動、国際貢献活動、人材育成、環境修復活動等によって、本会が目指す原子力の活用と普及を進め、もって環境の保全と社会の発展に大きく寄与したと認められること)

なお、下記条件を満たし、会長が特別に承認した場合は、例外としてフェロー候補として認めるものとする。

- 1)5年以上継続して正会員であり、
- 2) 原子力に関する専門分野において10年以上の経験を有する。

(フェロー推薦小委員会の設置)

第4条 フェローの候補者を選考するため、フェロー推薦小委員会(以下、「小委員会」という) を設ける。小委員会の運営方法は、別途、フェロー推薦小委員会規約(0113-01)にて定める。

(フェロー候補者の選考)

第5条 小委員会はフェローの候補者を選考する。フェロー候補者の推薦手順および選考方法に 関する要領は、小委員会が別に定める。 (フェローの認定)

第6条 理事会は、小委員会の選考結果報告に基づき、フェローを議決により認定する。

(フェローの返上)

第7条 本人の申し出によりフェローの称号を返上することができる。

(改定)

第8条 本規程の改定は、フェロー推薦小委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 平成 16年1月27日 第459回理事会制定、同日施行
- 2 改定履歴
 - ① 平成 19 年 5 月 22 日 第 487 回理事会承認
 - ② 平成 23 年 11 月 29 日 第 5 回理事会承認
 - ③ 平成 25 年 11 月 26 日 第 4 回理事会承認
 - ④ 平成 26 年 1 月 30 日 第 5 回理事会承認
 - ⑤ 平成 28 年 4 月 21 日 第 10 回総務財務委員会起案、平成 28 年 5 月 24 日 第 8 回理事会 承認
 - ⑥ 平成29年1月16日 第2回フェロー推薦小委員会起案、平成29年1月25日 第6回理事会承認
 - ⑦ 2019年10月18日 第1回フェロー推薦小委員会起案、2019年10月25日 第4回理事会承認
 - ⑧ 2022年1月21日 第1回フェロー推薦小委員会起案、2022年1月25日 第6回理事会 承認
 - ⑨ 2024年3月15日 第1回フェロー推薦小委員会起案、2024年5月31日 第8回理事会 承認
 - ⑩ 2025年7月2日 第1回フェロー推薦小委員会起案、2025年9月29日 第3回理事会承認

附則

- 1 平成25年11月26日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 2 平成26年1月30日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 3 平成28年5月24日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 4 平成29年1月25日承認の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 5 2019年10月25日承認の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 6 2022年1月25日承認の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 7 2024年5月31日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 8 2025年9月29日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。